

旅館業のてびき

2021. 4. 1版

中野区保健所

生活衛生課 医薬環境衛生係

TEL 03-3382-6663

FAX 03-3382-6667

Email seikatueisei@city.tokyo-nakano.lg.jp

法の目的

この法律は、旅館業の業務の適正な運営を確保すること等により、旅館業の健全な発達を図るとともに、旅館業の分野における利用者の需要の高度化及び多様化に対応したサービスの提供を促進し、もって公衆衛生及び国民生活の向上に寄与することを目的としている。

旅館業の種類

□ 旅館・ホテル営業

施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外のもの。

□ 簡易宿所営業

宿泊する場所を多数人で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、下宿営業以外のもの。

□ 下宿営業

施設を設け、一月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業。

旅館業法の許可が必要な施設とは？

次の4項目に該当する場合、旅館業法の許可が必要になります。会員制の宿泊施設や、企業の研修所であっても、次の要件に該当する場合は、旅館業法に基づく許可が必要になる場合がありますので、ご相談ください。

1 宿泊料を受けていること（法第2条）

※宿泊料という名目ではなくても、事実上の宿泊料と考えられる場合は該当します。

2 寝具を使用して施設を利用すること（法第2条）

※寝具は、宿泊者が持ち込んだ場合でも該当します。

3 施設の管理、経営形態を総合的にみて、宿泊者のいる部屋を含め施設の衛生上の維持管理責任が営業者にあるものと社会通念上認められること

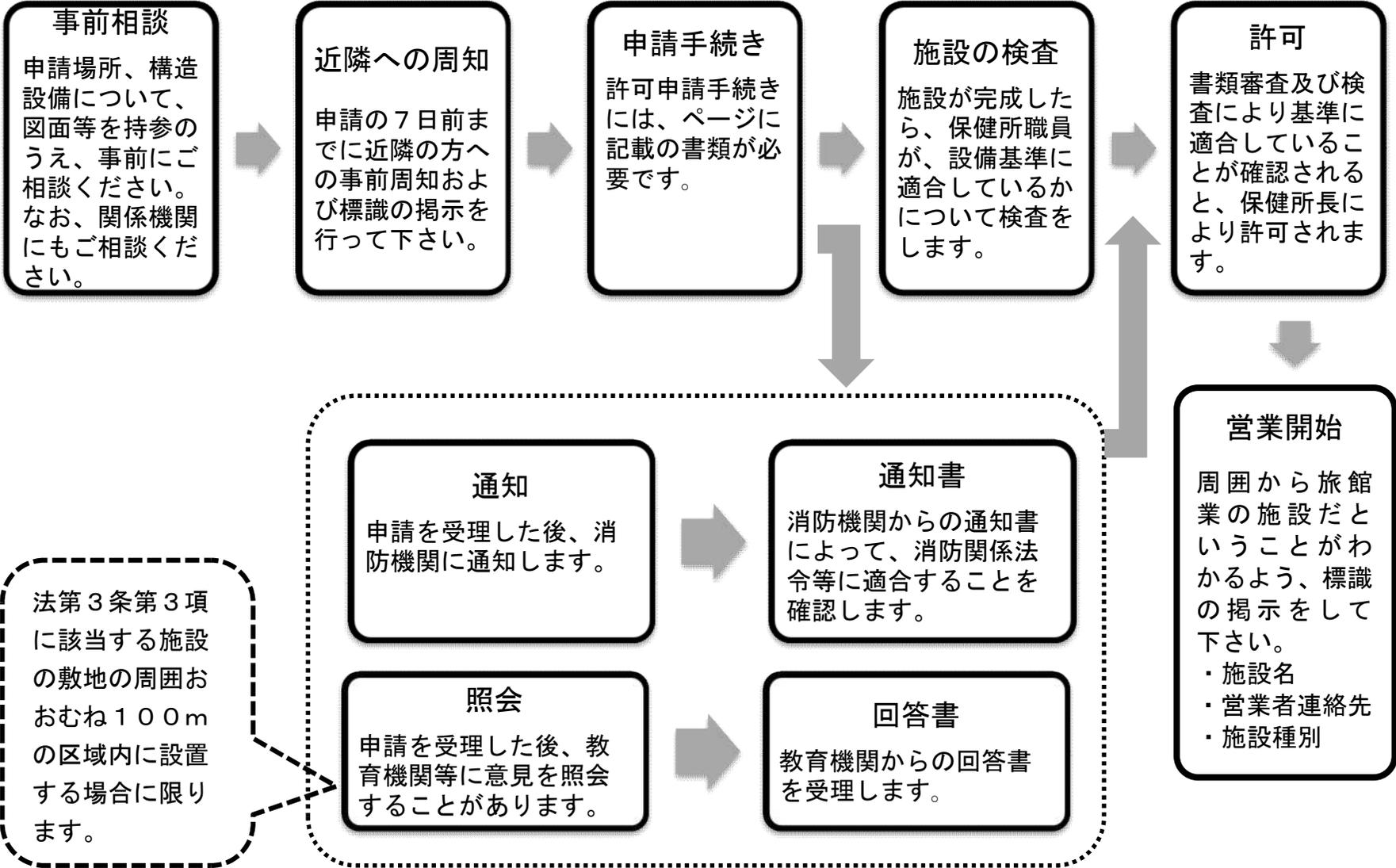
※宿泊者が簡易な清掃を行っていても、施設の管理において営業者による清掃が不可欠な場合、維持管理責任が営業者にあると考えます。

4 宿泊者が宿泊する部屋に生活の本拠を有さないことを原則として営業しているものであること

旅館業法の許可が必要か否かを判断する場合に、借家契約を締結していることを理由に、生活の本拠があると判断することは出来ません。ウィークリーマンション等も許可が必要になります。

許可申請について

許可までの手続き



許可申請時に必要な書類

- ❑ 旅館業営業許可申請書
- ❑ 構造設備の概要
- ❑ 誓約書（法第3条第2項に該当することの有無）
- ❑ 周辺の見取り図（半径300m以内の住宅、学校等が記載されたもの）
- ❑ 配置図、各階平面図、正面図、側面図
- ❑ 配管図（客室等にガス設備を設ける場合）
- ❑ 定款または寄附行為の写し（法人の場合）
- ❑ 登記事項証明書（法人の場合）
 - ※6か月以内に発行されたもの（原本提出）
- ❑ 事前周知報告書、周知に使用した資料
- ❑ 建築基準法に基づく検査済証の写し（本証照合）
 - ※施設完成後に確認
- ❑ 申請手数料
 - 旅館・ホテル営業 22,000円
 - 簡易宿所、下宿 11,000円

営業種別ごとの基準

	旅館・ホテル営業	簡易宿所営業
客室の面積	一客室 7 m ² 以上 (寝台を置く場合 9 m ² 以上)	客室の延床面積 33 m ² 以上 (定員が10人未満の場合、3.3 m ² ×定員)
玄関帳場	受付等の事務に適した広さを有する玄関帳場又はフロントを設置すること。ただし、設備を設け宿泊者の安全性及び利便性が確保される場合*は、この限りではない。	宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他当該者の確認を適切に行うための設備として「*」の基準に適合するものを有すること。
施設名称等の 掲示	<p>公衆の見やすい場所に以下の内容について掲示をすること。</p> <p>1. 施設名称 2. 営業者連絡先 3. 営業種別</p> <p>※掲示物は、公衆の見やすい大きさで、風雨に耐え得る材質とする。</p>	<p>公衆の見やすい場所に以下の内容について掲示をすること。</p> <p>1. 施設名称 2. 営業者連絡先 3. 営業種別</p> <p>※掲示物は、公衆の見やすい大きさで、風雨に耐え得る材質とする。</p>
便所	<ul style="list-style-type: none"> ・各階に設置し、防虫及び防臭の設備並びに手洗い設備を有すること ・便所を付設していない客室を有する階には、適当な数の共同便所を設けること 	<ul style="list-style-type: none"> ・各階に設置し、防虫及び防臭の設備並びに手洗い設備を有すること ・便所を付設していない客室を有する階には、適当な数の共同便所を設けること
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること ・適当な規模の入浴設備を有すること ・適当な規模の洗面設備を有すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること ・適当な規模の入浴設備を有すること ・適当な規模の洗面設備を有すること

* 1. 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応を可能とする設備を備えていること。

2. 宿泊者名簿の正確な記載、宿泊者との間の客室の鍵の適切な受渡し及び宿泊者以外の出入りの状況の確認を可能とする設備を備えていること。

関係機関一覧

建物の建築（建築確認等）について	
建築課 建築審査係	03-3228-5596
用途地域について	
都市計画課 都市計画係	03-3228-8981
消防（消防設備の設置等）について	
中野消防署	03-3366-0119
野方消防署	03-3330-0119
その他	
食事の提供について：中野区保健所 食品衛生係	03-3382-6664
事業系ごみの出し方について：ごみゼロ推進課	03-3228-5563
風俗営業に関連する場合：所管する警察署	
組合について	
東京都ホテル旅館生活衛生同業組合	03-3262-4376
東京都簡易宿泊業生活衛生同業組合	03-3341-2743